

千葉県教育委員会の点検・評価について

令和 8 年 8 月 1 9 日

千葉県教育庁企画管理部

教 育 政 策 課

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 2 6 条第 1 項の規定により、「効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たす」という観点から、千葉県教育委員会では、令和 7 年度の事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、外部有識者からも御意見をいただきました。

この点検・評価については、8 月定例会教育委員会会議で議決したところであり、9 月定例会県議会開会日に、県議会に提出する予定です。

なお、議会に提出する報告書は、県議会開会日に報道発表する予定です。

< 報告書の構成 >

- ・第 1 章 点検・評価の概要
- ・第 2 章 教育委員の活動
- ・第 3 章 教育委員会の所管施策
- ・第 4 章 学識経験者の意見